

対象年度		平成31年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		障害者社会参加促進事業						予算事業名		障害者社会参加促進事業費			
予 算 科 目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	障害者総合支援法				
			03	01	03	3306	経常経費						
総合計画体系	1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分	主要事業					
	1-5自分らしく暮らせる障害者福祉の充実（障害者（児）福祉）												
	②社会参加と自立支援の充実						担当課係等	社会福祉課					
	2社会交流の提供，機能訓練等							障害福祉係					
事業期間		継続（平成18年度～平成33年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
自動車免許取得費用及び自動車改造費助成による障害者本人に対する負担軽減支援，聴覚障害者の意思疎通支援を行う手話奉仕員の養成等の間接的な支援により，障害児者の日常生活及び社会生活の自立を目指す，社会参加の機会増加を目的とする。							障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める地域生活支援事業の一事業として実施する。						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
①奉仕員養成研修（手話・朗読） ②レクリエーション活動等支援 ③芸術文化活動振興（障害者作品展等の支援） ④点字及び声の広報等発行 ⑤自動車免許取得費用及び自動車改造費助成 ※①～④ 結城市社会福祉協議会に委託し実施する。							障害者（児）及びその支援者						
							【事業をとりまく環境の変化】 平成25年度より手話奉仕員養成研修事業が地域生活支援事業の市町村必須事業となった。 平成28年度より自動車改造費助成及び免許取得費助成事業が地域生活支援事業の補助対象から地方交付税措置となった。						
【平成31年度 事業内容】				【平成32年度 事業内容】				【平成33年度 事業内容】					
事業をとおして障害者の社会参加を支援 ①奉仕員養成研修(手話・朗読) ②レクリエーション活動等支援 ③芸術文化活動振興(障害者作品展等支援) ④点字及び声の広報等発行 ⑤自動車免許取得費用及び自動車改造費助成				事業をとおして障害者の社会参加を支援 ①奉仕員養成研修(手話・朗読) ②レクリエーション活動等支援 ③芸術文化活動振興(障害者作品展等支援) ④点字及び声の広報等発行 ⑤自動車免許取得費用及び自動車改造費助成				事業をとおして障害者の社会参加を支援 ①奉仕員養成研修(手話・朗読) ②レクリエーション活動等支援 ③芸術文化活動振興(障害者作品展等支援) ④点字及び声の広報等発行 ⑤自動車免許取得費用及び自動車改造費助成					
■事業費													
				H29年度		H30年度							
財源内訳	国	庫	支	出	金	316	498						
	県		支	出	金	158	249						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	0	0						
	一		般	財	源	534	450						
歳入計（千円）				1,008		1,197							
歳出内訳	節（番号＋名称）			金額（千円）		金額（千円）							
	13	委託料		908		997							
	20	扶助費		100		200							
歳出計（千円）（A）				1,008		1,197							
伸び率（％）						18.75							
備考	総合計画65ページ 予算書72ページ												

平成29年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H29年度	H30年度	H31年度
活動 指標	手話養成講座参加者	人	目標	90.00	70.00	80.00
			実績	55.00	0.00	0.00
	スポーツレクリエーション開催回数	回	目標	5.00	5.00	5.00
			実績	4.00	0.00	0.00
成果 指標	手話養成講座修了者数	人	目標	72.00	30.00	40.00
			実績	25.00	0.00	0.00
	スポーツレクリエーション参加者数	人	目標	580.00	500.00	550.00
			実績	437.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	障害者をサポートする人の養成や自動車改造等への助成は、障害者の社会参加を促進するために必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一つとして市町村が実施することとされている。
	手段の妥当性	A 妥当である	事業の実施を市社会福祉協議会に委託しているが、一般的な手段として妥当である。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	養成講座修了者や奉仕員登録者を増やしたい。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	養成講座の受講には制限を設けず、就業者に向けて夜間講座も開講している。自動車改造・免許取得は要項に基づき対象者を設定している。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	レクリエーション交流会やスポーツ教室、作品展開催などを実施して、障害のある方や家族の社会参加が促進されている。
進捗度	事業の進捗	B どちらとも言えない	市社会福祉協議会に事業を委託し、年間計画に沿って概ね進行されている。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
現在実施している社会参加事業の内容は、参加者にとって良い意味で定着してきているが、参加者のニーズを確認しながら、新たな事業内容や企画に少しずつでも組み替えていく必要がある。 また、手話・朗読養成講座の参加者数が少ないことから、参加者獲得のために周知していく必要がある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
障害のある人もない人も大切な人として認められ、それぞれにふさわしい日常生活と社会生活を営めるよう継続して支援していく。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☒ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 委託事業（手話・朗読奉仕員養成等）の効果を十分に検証しながら実施する。
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。